

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、交付の日付を令和5年5月10日として請求人に対して行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定2度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、1度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人の状態は、東京都福祉局がホームページに審査請求提起時点で掲載している愛の手帳2度（重度）の状態と比較し著しく低く、生活全般にわたり常時個別的な援助が必要となり、また、例えば、言葉でのやり取りやごく身近なことについての理解が難しく、意思表示がごく簡単なものに限定されることから、総合的に愛の手帳2度の判定は不適切であり、1度（最重度）が妥当と考える。

東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）で実施した知能検査では、請求人が精神的あるいは情緒不安定であったことなどを理由に、判定室への入室を拒否したため、心理担当者による聞取りは、多くの場合、請求人の同席がなされないまま、請求人の母に対し

て実施され、医師による請求人への面接時間もほとんどなかった。また、心理担当者が用いた聞取り帳票を見る限り、全ての聞取り項目について確認がなされなかった状況を確認している。結果、心理担当者及び医師の医学的判定が、十分な科学的根拠に基づかない、あるいは実態を伴わない推察に基づきなされてしまった。具体的には次のとおりである。

1 知的能力について

ごみ箱＝ごみを捨てるものなどの一定の認識が可能なような記載が弁明書にあるが、実際は不可能である。また、アイドルに興味を持っているかのような記載があるが、そのような事実は見受けられない。音楽や電車は、ダウン症児は療育機会が多く、そうした場で音楽や電車の番組に度重なり接することがあるが、積極的に反応している様子は、現時点は観察されていない。したがって、知的能力に関し、2度に相当する判定に至った根拠に関して理由が不十分であり、知的能力は、知的障害判定基準表に照らして、むしろ1度相当と判断することが妥当と考える。

2 職業能力について

「自宅の家事手伝いは、(略) タオルたたみをする」との記載が弁明書にあるが、そのような事実は観察されていない。したがって、職業能力も2級相当と判定する根拠が十分ではなく、むしろ実態は1級相当である。

3 意思疎通について

「自身からの伝達については、(略) ジェスチャー、発声で行う」との記載が弁明書にあるが、本人は発声することができず、そのような事実は観察されていない。したがって、意思疎通に関しても2度相当とする根拠が不十分であり、実態は1級相当が妥当である。

4 基本的生活について

「洗面、歯磨きは、動かす仕草程度は可能」との記載が弁明書にあるが、実態を伴っていない。買い物は、商品をカゴに入れたことはなく、車等が危険との認識もほとんどないに等しい。したがって、基本的生活も2度相当と判定した根拠が不十分であり1度に相当すると考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 6 月 2 8 日	諮問
令和 6 年 9 月 2 6 日	審議（第92回第2部会）
令和 6 年 1 0 月 1 0 日	処分庁へ調査照会
令和 6 年 1 0 月 2 3 日	審議（第93回第2部会）
令和 6 年 1 0 月 3 0 日	処分庁から回答を収受
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	審議（第94回第2部会）
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第95回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合には、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁

に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、同条 1 項の規定により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が 1 度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が 2 度（重度）とされている。

- (4) 都要綱 7 条は、手帳の交付を受けた者が、3 歳、6 歳、12 歳、18 歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱 9 条は、7 条の規定による手帳の更新については、3 条、5 条及び 6 条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱 12 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号。以下「実施細目」という。）の 4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

心障センター所長は、面接等により得られた所見に基づき、おおむね下記アからクまでのとおり判定していることが認められる。

ア 「知能測定値」について

請求人が判定室への入室を拒否したため、鈴木ビネー知能検査は実施できなかった。参考のため実施した遠城寺式発達検査では、各年齢発達領域の発達年齢が、基本的生活 2 : 0 ~ 2 : 3、対人関係

1 : 6 ~ 1 : 9、発語 0 : 1 0 ~ 0 : 1 1、言語理解 1 : 4 ~ 1 : 6 となった。

以上のことから、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 1 9 以下」に相当するものとして、1 度と判定されている。

イ 「知的能力」について

請求人は、発語がなく、文字や数の理解は困難である。ごく身近なものを認識し、興味を持つことは可能である。繰り返しの学習により、日常的な物の用途や呼称について一定の認識ができる（例えば、ごみ箱＝ごみを捨てるもの等）。また、電車の番組、アイドルや音楽に興味を持っており、TV 等で楽しんで見ている。

実習では、指示に応じて簡単な作業及びペグ刺しのような活動に取り組んでいる。また、自宅では、きれいにたたむことは難しいが、手伝いとしてタオルたたみを行っている。感覚的な遊びのレベルではなく、一定の目的をもって、物を操作することに取り組んでいる。

そして、「愛の手帳（東京都療育手帳）交付事務の手引」（以下「交付事務手引」という。）第 3 章の 2・Ⅶ－2・2・(2)・②は、1 8 歳以上の成人期における 2 度（重度）の程度として、物事の理解については、「モノをある程度目的をもって操作し、『働きかけ→結果』の因果関係がある遊びのレベル」であるとしている。

以上のことから、個別判定基準表における「文字や数の理解がわずかに可能」に相当するものとして、2 度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

外部学習では、生活介護施設の作業で紙漉きのための紙をちぎる、商品の袋詰め体験をする等、スタッフの付き添いを受けて行っている。自宅の家事手伝いは、きれいにはできないが、タオルたたみをすることがある。頼みごとなどは指示は逐一しなければいけないが、何回か繰り返すとなんとなくパターンとして認識できる。

以上のことから、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」に相当するものとして、2 度と判定されている。

エ 「社会性」について

学校では、同じ施設の生徒と一緒に過ごしている。環境変化が苦手であり慣れないうちは警戒するが、危険がないと判断できれば学

校や実習先などで付き添われて活動に従事することができる。また、自分の名前を呼ばれたら認識して振り向く、慣れない人に対しては人見知りする等、自分と他者、知っている人と知らない人の区別は付いている。

以上のことから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」に相当するものとして、2度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

発語はなく発声のみである。「持って」「おいて」「運んで」等、日常生活の慣れた範囲でごく簡単な指示の理解はできる。請求人自身からの伝達については、手を引っ張る、手に持っているものを示す等のジェスチャー、発声により行っている。

限られた範囲ではあるが、他者からの声掛けについて内容を理解し、動作による意思の表出を行うことができている。

そして、交付事務手引第3章の2・Ⅲ・2・(2)・②は、18歳以上の成人期における2度(重度)の程度として、言語等による表出・理解が部分的に可能である程度をいうとし、その具体例として「有意語が未獲得でも、身振りやサインを用いて非言語的に簡単な要求ができる」を挙げている。

以上のことから、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」に相当するものとして、2度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

ダウン症候群である。睡眠がうまく取れないことが時々あるため、服薬をしている。現在、通院等はしていないが、左耳が聞こえにくい。

以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当するものとして、3度と判定されている。

キ 「日常行動」について

単独での外出は困難である。以前は、ひっかいて傷が付く程度の自傷があった。現在は、施設入所中のため保護者は実際の行動を見ていないが、傷があるかもしれないことから、自傷が継続している可能性もある。急にかなりの大声で叫びだすことがある。人見知りや場所見知りが強く、慣れていない場所では本人が知っている人の付き添いが必要である。苦手な場所やそれに似ている場所には

怖がって入ることができない。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当するものとして、2度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

食事はスプーンで食べられるが、食べこぼしは多い。排泄はオムツ利用で、予告や報告はない。衣服の着脱は、Tシャツ程度ならかぶった時点で正位置にあれば着られるが、ボタンやファスナーは不可である。入浴や洗面、歯磨きは、普段は全介助である。買い物は、商品をかごに入れることができる。信号は理解していない。

以上のことから、個別判定基準表における「身近生活の処理が部分的に可能」に相当するものとして、2度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち1度（最重度）は1項目（知能測定値）、2度（重度）は6項目（知的能力、職業能力、社会性、意思疎通、日常行動及び基本的生活）、3度（中度）は1項目（身体的健康）と判定されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「重度知的障害（ダウン症）」と、心理学的所見欄には「CA18 MA—IQ推定19以下 入室拒否のため、知能検査実施不可／基本的生活2：0～2：3、対人関係1：6～1：9、発語0：10～0：11、言語理解1：4～1：6 他（遠城寺式）」と、社会診断所見欄には「スプーンで食事を行う等、ごく簡単な身の周りのことはできるが、排泄や入浴等はほぼ介助要。入所先や学校等の集団への順応はしており、活動への参加も行えている。今後とも状況に応じて支援を受けることが望ましい。」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そして、以上を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程

度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定２度（重度）であると判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、心障センターで実施した心理担当者による聞取りは、請求人の同席がないまま主に請求人の母に対してのみ行われ、医師による請求人への面接時間もほとんどなかった、また、面接等では全ての聞取り項目について確認がなされず、結果として、心理担当者及び医師の医学的判定が、十分な科学的根拠に基づかない又は実態を伴わない推察に基づきなされたと主張している。

しかし、愛の手帳における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであり、その判定のために十分であれば、必ずしも全ての聞取り項目について確認しなければならないものではない。そして、その判定が、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性があるものと認められることは、上記２・(3)のとおりである。

請求人の実態と面接等で確認された事項とで相違があると主張しているが、愛の手帳の総合判定を行うに当たっては、判定機関により直接行われる面接等で聴取された内容に基づいて行われるべきであり、主に請求人の母に対してなされた面接等において得られた情報に基づき本件処分は行われているのであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということはできない。

なお、請求人が実態に反すると主張する弁明書の「入浴や洗面、歯磨きは、動かす仕草程度は可能」、「車等は危険だと認識している様子」との記載は、面接記録票上、そのまま整合する記載を確認できなかった。しかし、面接記録票には、「入浴」の項目で「部分的に洗うのみ」が選択され、洗面整容の項目では「洗面不十分歯磨き困難」が選択され「口に入れたら動かさない」との付記が認められる。

また、「食事調理」の項目で「箸の使用不十分（スプーン・フォーク）」が選択され、「買物」の項目では「援助があれば買物が部分的に可能」の項目が選択され「カゴに入れるＯＫ」と付記され、意思疎通の「了解」の項目では「『おいで』『ちょうだい』等簡単な指示理解可能」が選択されている。

そうすると、この点についての請求人の主張は、医学的、心理学的、社会診断的見地から総合判定して２度（重度）とした点に違法又は不当

な点があるとは認められないとした上記 2 に、影響を及ぼすものではない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)